

大統領規則第49号2021年によるアルコール関連事業等に関する外資規制の改正

2021年9月

One Asia Lawyers; Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

インドネシアにおいては昨年制定された雇用創出に関する2020年法律第11号（以下「オムニバス法」）に関連して、投資事業分野に関する大統領規則2021年第10号（以下「PR10/2021」）が2021年2月2日付で公布、施行されました。

さらに、2021年5月25日にこのPR10/2021を改訂する形で「投資事業分野に関する大統領規則2021年第10号の規則の改正に関する大統領規則2021年第49号」（以下、「PR49/2021」）が公布、施行されました。これに伴って同規則に添付されている投資リストが更新されております。

PR49/2021は、PR10/2021によって開放されたよう
に見えたアルコール飲料事業への民間投資について、イスラム宗教団体からの意見
を踏まえて再度禁止にする一方で、PR10/2021で緩和されたその他の外資規制を再
度変更する等の変更を含んでいる点で注意が必要となります。

その他、商品に関わる電子商取引について協同組合や零細・中小企業（MSME）に割当てる旨規定する等、多数の分野について外資規制を定めております。

2. 投資が閉鎖された事業部門に関する変更

アルコールを含む酒類の製造については、オムニバス法制定前の外資規制をきていた大統領規則2016年44号において投資禁止分野とされておりました。これに対して、PR10/2021は酒類製造が投資禁止である旨を明記しておらず、その結果酒類の製造が解禁されたと解釈されておりました。

しかしながら、PR49/2021はアルコール飲料製造に関連する3つの事業分野を投資禁止事業分野に追加しております。

これにより、改正後に設定された閉鎖された事業分野は以下となりました。

- (i) 麻薬
- (ii) 賭博および/またはカジノ
- (iii) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)に記載されている魚類の採取
- (iv) サンゴの利用または採取
- (v) 化学兵器



- (vi) オゾン層を破壊する可能性のある化学物質
- (vii) アルコール飲料製造 (KBLI 11010) 、アルコール-ワインを含む飲料の製造 (KBLI 11020) 、アルコール-モルトを含む飲料の製造 (KBLI 11031)

3. 投資が開放された事業分野に関する変更

PR49/2021は、上記投資禁止分野について定めると同時に、下記のような条件付で投資が開放された分野についても変更が規定されております。

(1) 優先事業分野

PR10/2021では245分野が優先事業分野とされていましたが、PR49/2021では246分野が優先とされ、以下のような優遇を受けることができるとされております。

- (i) 財政的インセンティブ（例：税控除、タックス・ホリデー、投資手当、輸入関税の免除）
- (ii) 非財政的インセンティブ（例：ビジネスライセンス、移民、雇用問題の緩和）

(2) 協同組合およびMSMEへの割り当て、または義務的なパートナーシップ

パートナーシップが必須な事業分野の合計は、PR 10/2021 では 89 分野でしたが、PR49/2021においては 106 分野 (181KBLI コード) となっています。協同組合や中小企業のために留保された分野を従来の 51 分野から 60 分野に、中小企業とのパートナーシップを必須とする事業分野を 38 分野から 46 分野に拡大された点に注意が必要です。

また、PR 10/2021においては 100%外資での投資が可能とされていた下記商品の電子商取引が PR49/2021 では中小企業に留保された事業となる旨が規定されております。これにより、下記の事業分野は、外国企業による投資が禁止されることになります。

- i) 食品・飲料、タバコ、化学薬品、薬局、化粧品、実験装置 (KBLI 47911)
- ii) 繊維、衣類、履物、個人用機器 (KBLI 47912)
- iii) 家庭用・台所用品 (KBLI 47913)

(3) 条件付事業分野（株式所有制限）

PR49/2021における条件付事業分野の合計は、37 分野 (41 の KBLI コード) となっております。

運搬・郵便事業の分野では、PR10/2021 では無条件での投資が解禁されていた運搬事業 (KBLI 53201) について、PR49/2021 では外国人の最大所有率を 49% とすることが規定されております。ただし、郵便事業 (KBLI 53100) は PR 49/2021 から除外されており、外国企業による 100%までの投資が開放されております（以前は、所有率が最大 49%に制限されていました）。

(4) 条件付事業分野（その他の制限）



PR 49/2021においては、条件付事業分野において事業者が満たすべき要件として、PR 10/2021で定められていた上記株式所得制限や特別なライセンス等に加えて、新たに、「アルコール飲料の管理・監督の分野における制限、厳格な監督、他の法令による規制」を規定致しました (PR 49/2021 第 1 条による改定後の PR10/2021 第 6 条 1 項 d、同条 3a 項)。具体的には、アルコール飲料卸売業 (KBLI 46333)、アルコール飲料小売業 (47221)、およびアルコール飲料小規模 (Kaki Lima) 小売業 (KBLI 47826) がこれに該当します。これらの事業分野については、制限、厳格な監督及び個別法による規制の対象となることになります。

4. PR49/2021に基づく適用除外

大統領規則 2016 年 44 号及び PR10/2021 と同様に、PR49/2021 も、本規則制定前に承認を受けている事業者への適用はない旨が規定されております (PR49/2021 第 II 条)。

5. 結論

PR49/2021 には、前述の投資対象となる 4 つのカテゴリーに該当するすべての事業分野と KBLI をリストアップした付録がいくつか修正されております。今回の改正では、特定の事業分野が政府のインセンティブを受けるための規定が追加されたほか、これまで付録 3 (一定の条件のもとで投資が可能) に分類されていた特定の事業分野が付録 2 (UMKM への配分または UMKM との提携) に再配分され、さらに付録からいくつかの事業分野が追加または削除されました。

さらに、リスクベースの OSS 制度については、PR49/2021 の下で、特に「グランドファーザー条項」の適用に関して一定のギャップがあり、既存の外国人投資家が事業を再構築する際に複雑な問題が生じる可能性があります。近い将来、政府がこの問題を解決し、リスクベースの OSS システムの導入がスムーズに行われることを願っています。

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 koji.umai@oneasia.legal</p>
	<p>Prisilia Sitompul(プリシリア シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 インドネシア法弁護士 インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセルとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関する法務業務に携わる。その後、およそ 1 年間長野国際文化学院にて日本語を学ぶ。 One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。 sitompul.prisilia@oneasia.legal</p>